

第24回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年6月26日(水) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 橋 場 和 幸

2番 嗟 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付
について
- 日程第 7 議案第 1 号 土地の現況証明願について
- 日程第 8 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告
について
- 日程第 10 議案第 4 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の
確認について
- 日程第 11 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出に
ついて
- 日程第 12 議案第 6 号 農用地利用集積計画作成要請について
- 日程第 13 次回総会日程（予定）について

事務局長 第24回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長 おはようございます。
一番草の収穫作業の一番忙しい中、第24回総会に全委員のご出席をいただきまして大変ありがとうございます。
6月12日には年金協議会によるパークゴルフ大会が開催され、参加いただいた委員、事務局の皆さんはお疲れ様でした。また、色々と調査にあられた委員、事務局の方にもお礼を申し上げたいと思います。今は牧草収穫の真っ最中でもありますので、スムーズに総会を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。
今回は報告が1件、協議案件6件の提案をしておりますので、よろしくご審議をお願いし、あわせて農作業等の事故、怪我には十分に注意していただきたいと思っております。そんなことをお願いして開会の挨拶に代えさせていただきます。
本日は大変ご苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。
本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、2番嵯峨委員、3番白川英之委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。
本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 (会務報告あるも省略)

議長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けません。

各委員 (なしの声)

議長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、同条第4項では、「前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴くこと」とされております。

本案は、〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました農地転用許可申請1件に対する許可指令書の交付でございますが、

整理番号1は茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、農業用施設の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、1件の現況証明願でございますが、

浜農委1-5号の願い出人は、茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、農家住宅の建設に伴う現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、白川英之委員、篠原委員、嵯峨委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします

長島 主事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委1-5号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、浜農委1-5号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の許可申請でございますが、

整理番号1の申請者は、円朱別西〇線〇番地〇、〇〇〇〇で、経営規模拡大により新たに農業用施設（牛舎）を建設するもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇、〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、白川英之委員、篠原委員、嵯峨委員により、〇月〇〇日に実施し、転用はやむを得ないものとするのご判断をいただいておりますが、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては長島主事より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長島 主事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第2号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、

1点目の「法人形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、

2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であるか、

3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、

4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上事業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は3件の報告でございますが、整理番号1は、浜中東〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇、整理番号2は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇、整理番号3は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇でございますが、いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「法人形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われまので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2と3の質疑を行います。本案については、○番〇〇委員が、
浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします
ので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第10 議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、2件の届出でございますが、

整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号2は、西円朱別西〇〇〇線〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇〇より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西〇〇〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

す。

長 島 主 事 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2の質疑を行います。本案については、○番○○○○委員が、
浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします
ので、ここで退席願います。

(○○○○委員退席)

それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室)

日程第11 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、売買2件による利用権設定の申出でございますが、

整理番号1は、茶内旭〇丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定、

整理番号2は、西円朱別西〇〇〇線〇〇番地、〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡について、売買による利用権の設定申出でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

まず、本案について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。

お諮りします。

調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議長 異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。
整理番号1については、2番嵯峨委員、3番白川英之委員、8番阿部委員、
整理番号2については、農地部会の方々にお願いしたいと思いますが、よろしい
でしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。

日程第12 議案第6号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題としま
す。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第6号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を
御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関
係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用
地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としてお
ります。

本案は、○○○○○○○○による売渡1件、○○○○○○○○による買
入1件、合計2件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、

整理番号1の所有権を移転する者は、○○○○ ○○○○、対象地は姉別南○線
○○番ほか○筆、面積○○万○，○○○㎡で、この土地を姉別南○線○○番地、○
○○○ ○○○○に所有権の移転をしようとするものでございます。

次に整理番号2の権利を移転する者は、円朱別西○線○○番地、○○○○氏と石
狩郡○○町○○町○○番地○、○○○○氏で対象地は円朱別西○線○番ほか○
筆、面積○○万○，○○○㎡で、この土地を○○○○である○○○○に売買による
所有権の移転を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画
を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては農
政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進
法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを
申し添えいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第6号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2の質疑を行います。○番〇〇〇〇委員が、
浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室)

日程第13 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、7月26日、金曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、7月26日、金曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、7月26日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第24回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時10分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 2番 嵯峨 弘巳

浜中町農業委員会 3番 白川 英之

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第24回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号1 (所有権移転)

移転を受ける者	○○○○ ○○○○	移転をする者	○○○○○○ ○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第24回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号2 (所有権移転)

移転を受ける者	○○○○○○○ ○○○○○○○	移転を する者	○○ ○○ ○○ ○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			—	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	